

岡山県トラック交通共済組合員様向け

改定

無料ロードサービスのご案内

2021年10月1日からサービス利用は合算で**20万円まで無料**。
ただし、**2万円の自己負担金**が必要となります。

◆24時間365日受付◆

IZA CALL 0120-94-1356

無料サービス

レッカー・引き上げ・タイヤ交換



- ▶事故・故障時のレッカー作業(脱輪・落輪等の引き上げ費用含む)
- ▶タイヤパンク時のタイヤ交換作業(タイヤ代は除く)

有料サービス

バッテリー上がり・ガス欠・
鍵開け・現場修理 など



ご利用にあたっての注意点

- 岡山県トラック交通共済協同組合の「ご契約車両(構内専用車及び員外利用(車)を除く)」が対象車両となります。
- コールセンター「イザ・コール」への入電に限りサービス適用になります。
※他のコールセンターで対応した場合は、「無料サービス」の対象外となりますのでご注意ください。
- レッカー作業及びタイヤ交換の無料サービスは合算で上限20万円(消費税込)までとし、自己負担金を2万円とします。
※自己負担金の2万円及び、20万円を超過した部分は別途ご請求させていただきます。
- 無料サービスと有料サービスの併用があった場合、有料サービスはご利用者様へ別途ご請求させていただきます。
- サービス内容以外の対応は実費にてご請求いたします。(キャンセル料金、現場応急修理は有料となります。)
- 自己負担金や有料サービスのご利用料金等は月末締め翌月請求となります。
- 雪の影響などで入電混雑時には手配に時間を要する場合や手配が難しい場合がございます。

料金例

大型車両(空車)のエンジントラブルによるレッカー依頼
レッカーで10km搬送した場合
平日深夜0:00、シャフト処理作業2本
出張距離10km(15kmまでは基本出動料金に含まれます)

【請求金額】

作業料金(右表)	80,438円
自己負担金	-20,000円
無料サービス	60,438円

項目	料金
基本料金(レッカー)	36,500円
出張料金(15kmまでは基本出動料金内)	0円
レッキング作業料金	5,000円
シャフト処理作業(2本)	10,000円
搬送費(1000円×10km)	10,000円
深夜割増料金 (基本出動料金及びシャフト処理料金は25%割増)	11,625円
小計	73,125円
消費税(10%)	7,313円
合計	80,438円

※注意1 対象サービスの20万円を超えた部分は実費負担となります。

※注意2 20万円以内であっても対象外サービスの費用はお客様の負担となります。

詳細は「岡山県トラック交通共済協同組合ロードサービス利用規約」をご参照ください。

岡山県トラック交通共済協同組合ロードサービス利用規約

第1条（サービスの概要）

「岡山県トラック交通共済ロードサービス（以下、「本サービス」といいます。）」は、岡山県トラック交通共済協同組合（以下、「当組合」といいます。）に加入する組合員が保有する第3条に規定する対象車両につき、サービス提供事由が発生した際に、当組合がJHRネットワークサービス株式会社（以下、「JNS」といいます。）に委託して提供するロードサービスです。

第2条（対象サービス）

(1) 本サービスでは、次の各号に定めるサービスを提供します。ただし、第5条に定める対象期間内にサービス提供事由が発生した場合に限ります。

なお、以下の①に定めるサービスは1回につき20万円(*1)を限度とし、②及び③に定めるサービスは合算で1回20万円(*1)を限度とします。

① タイヤパンク時のタイヤ交換（タイヤ代は除く。）

② 事故(*2)又は故障(*3)により走行不能となった場合の修理工場等までのレッカー搬送

③ 脱輪又は落輪による引上げ

(*1) 消費税を含んだ額とします。

(*2) 事故とは、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故をいいます。

(*3) 故障とは、対象車両に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的又は機械的事故をいいます。

(2) 前項に定める対象サービスが提供された場合に組合員が支払う負担金は、1回2万円とします。

第3条（対象車両）

本サービスの対象車両は、サービス提供事由発生時点において、当組合に共済契約（対人、対物及び車両共済のうちいずれかの契約があればよい。）がある車両とします。ただし、構内専用車及び員外利用（車）は除きます。

第4条（適用地域）

(1) 本サービスは、日本国内でのみ適用されます。

(2) 一部の離島などの地域では、本サービスが提供できない場合があります。

第5条（対象期間）

本サービスは、令和3年10月1日より1年間有効とし、期間満了の1ヶ月前までに当組合が組合員に対して本サービスを更新しない旨の通知を行わない限り、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

なお、通知の方法は、当組合のホームページ、若しくは当組合の発行する機関誌等によって行うこととします。

第6条（サービスを提供できない場合）

(1) 本サービスは、次の各号に該当する場合には、提供することができません。

① 対象事故が次のいずれかの原因によって生じた場合

ア 本サービスを受ける者の故意又は重大な過失

イ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動

ウ 地震若しくは噴火又はこれらによる津波

エ 次のいずれかに該当する事由

(ア) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故

(イ) (ア)以外の放射線照射又は放射能汚染

オ 次のいずれかに該当する事由

(ア) イからエまでの事由によって発生した事故の拡大

(イ) 発生原因が何であるかにかかわらず、事故のイからエまでの事由による拡大（事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。）

(ウ) イからエまでの事由に伴う秩序の混乱

カ 差押、収用、没収、破壊など国又は公共団体の公権力の行使

ただし、消防又は避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

キ 詐欺又は横領

ク 次のいずれかに該当する事由

(ア) 対象車両を競技又は曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること。

(イ) 対象車両を競技又は曲技を行うことを目的とする場所において使用（救急消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。）すること。

② 対象車両の運転者が法令で定められた運転資格を持たない場合、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合及び酒気を帯びて運転した場合に生じた事故によって対象車両が走行不能となった場合

③ 雪道、砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態であり、事故、故障又は車両自体に生じたトラブルに該当しない場合

- ④ 以下の事項に該当する場合
- ア 対象車両が、違法改造されている場合又はメーカーの示す仕様と異なる改造若しくは整備を加えていた場合
 - イ 海岸、農地、原野、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所で対象車両を使用し、事故又は故障が発生した場合
 - ウ 故意によりメーカーが発行するマニュアル、車両貼付け注意、警告ラベル等に示す使用限度を超えて対象車両を使用した場合
 - エ 航空機又は船舶により対象車両を輸送中の場合
 - オ 対象車両が有効な自動車検査証の交付を受けていない状態で故障が発生した場合
 - カ 対象車両が、鍵の盗難又は紛失により走行不能となった場合
- ⑤ 当組合の共済金で本サービスの費用が支払われる場合
- ⑥ 過失事故又はもらい事故の場合において相手側の保険若しくは共済に請求できる場合のその分の費用（過失割合について示談書などのご提示を求める場合がございます。）
- ⑦ 同一のサービスにおける利用頻度が著しく高い場合
- ⑧ 他の保険や共済との契約でロードサービスが付帯されている場合（当該制度は、いずれの補償も受けられない場合にのみ、本サービスを提供するものです。）
- (2) 本サービスは、JNSを通したご利用に限ります。JNS以外でのサービス提供は出来ません。

第7条（その他）

- (1) 交通事情、気象状況、地震等によりロードサービス提供会社の到着に時間がかかる場合又は各種の案内、手配もしくは提供ができない場合があります。
- (2) 本サービスの提供を行わない場合、または本サービスの提供が遅延した場合であっても、当組合およびJNSは、これを金銭的補償で代替することはありません。
- (3) 第2条に規定する車両搬送サービスの上限額を超える費用及び本サービスの提供範囲外の費用は利用者（組合員）のご負担となります。また、JNSがロードサービスを提供した後に、本サービスの対象ではないことが判明した場合は、提供に要した費用は、すべて利用者（組合員）のご負担となります。

第8条（本利用規約の変更）

本利用規約は、必要に応じて変更することができるものとします。

第9条（個人情報の取扱）

当組合は、業務上必要とする範囲で個人情報を取得します。また、本サービスにおける組合員情報の一部につきましては、当組合が本サービスを提供することを目的に本サービスに関係する会社に提供します。提供した情報につきましては、本サービス提供以外の用途で使用されることはありません。

【附則】

サービスを提供できない（若しくは、利用者に利用料を請求する）主な場合の例として以下具体的事例を明記します。

- 本サービス対象外のロードサービスの利用や、第2条に定める1回20万円の限度額を超える場合の利用料金
（この限度額を超えた利用料金分は自己負担となりますので、JNSより利用者に請求を行います。）
- 雪道や砂浜、ぬかるみなどでスリップして抜け出せない状態やタイヤが空転して走行不能となった状態で、事故・故障など対象車両自体に生じたトラブルに該当しない場合
- 対象車両がけん引車両である場合、被けん引車両が対象車両に単に連結されているだけの場合で、被けん引車両が原因で発生するロードサービス
（被けん引車両が接続（切り離さないようにボルト・ナット等で固定）されている場合は補償の対象となります。）
- JNSに対してロードサービスを手配頂いた後にキャンセルされた場合のキャンセル費用
- レッカー搬送せずに応急処置で対応が完了した場合のその費用
- スペアタイヤを積んでなかった場合やスペアタイヤもパンクしていて使用できない場合等に別途手配したタイヤ代
- 対象車両の事故・故障時にロードサービスを手配し、応急処置等（例えばバッテリーのジャンピング作業など）を施した場合の応急処置代（最終的にレッカー搬送をしたか否かを問いません。）
- 対象車両に対して対象サービスを提供した結果、事故の相手方に過失があった場合のその過失分の費用
（JNSから利用者に請求を行い、利用者から相手方にご請求いただきます。なお、第2条に定める1回20万円の限度額は、過失事故やもらい事故で相手側に請求できる分を除きます。）

※本サービスは令和3年10月1日からの適用となります。